平成２８年（フ）第８１６号
名古屋市中村区烏森町３丁目97番地の１　ラポール名幸402号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字堀之内字北二反畑632番地の１　チサンマンション新大治411号
破産者　楠本　勝俊
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５７号
名古屋市中区千代田３丁目10番20号　リエス千代田５Ｂ、住民票上の住所名古屋市中区平和２丁目15番13号　Ｍ’Ｓビル
破産者　中村美智代
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７５号
神戸市須磨区高倉台３丁目７番62―206号、開始決定時の住所神戸市兵庫区明和通２丁目２番２―1002号
破産者　房川　俊幸
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２８号
神戸市中央区旗塚通５丁目１番23号、従前の住所神戸市中央区葺合町字馬止１番地の３　ハイツ北田202
破産者　アン・コミュニケーションズこと　池内　智明
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４９号
兵庫県明石市太寺大野町2719番地の１ダイヤハイツ太寺203号
破産者　水口健太郎
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５８号
神戸市西区玉津町出合44番地の１　シエルオカモト201号
破産者　藤川　　浩
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６３３号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園30番地13
破産者　松本　由美
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８号
広島県福山市郷分町550番地１
破産者　鶏内　友子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１６２号
広島県福山市神辺町大字川北1309番地１
破産者　西村　隆司
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１６３号
広島県福山市神辺町大字川北1309番地１
破産者　西村真由美
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２７号
福岡県嘉麻市平1275番地
破産者　西田　寿美
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１７０号
福岡県小郡市光行737番地１
破産者　柳　　優樹
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１９１号
福岡県小郡市小郡2473番地５　伊藤ハイツＦ棟
破産者　久冨　清美（旧姓中島）
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１９７号
福岡県久留米市通外町10番地８　みれの木荘202号、前住所福岡県久留米市諏訪野町2619番地　江崎第７ビル201
破産者　愛華夢こと　原　　愛子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４２３号
熊本市東区若葉６丁目11番12号
破産者　廣瀬　英明
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
大分県佐伯市大字鶴望116番地33　兼田住宅
破産者　加嶋　惠子
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１６６号
函館市湯浜町９番16―203号　ピアパレス湯浜
破産者　三浦　千秋
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３９号
群馬県高崎市阿久津町1186番地４　株式会社コーアエンジニアリング寮、住民票上の住所函館市昭和３丁目30番25―205号
破産者　菊地　文彦
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所